

生成A I と著作権法に関する検討



辻本法律特許事務所
弁護士 辻本 良知

第1 はじめに

A Iという言葉が一般的になって久しいが、A Iとは人工知能（Artificial Intelligence）の略称であり、A Iという言葉はアメリカのジョン・マッカーシー博士によるもので、1956年にアメリカのダートマス大学で開催されたダートマス会議で使われたことにはじまる。上記のジョン・マッカーシー博士はA Iについて「人間の脳に近い機能を持ったコンピュータプログラム」「知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」等と表現している。

このように、A Iという言葉や技術は実に70年も前から出現しており、1950年代後半にはじまる第一次A Iブーム、1980年代にはじまる第二次A Iブーム、2000年代以降の第三次A Iブームを経て、A Iが自律的に学習（機械学習）することで様々な社会生活ないし文化的場面においてA Iが人間の代替的な役割を果たし得る時代が到来している。

特に、近年では、A Iに関する技術が高度に進化し、利用者の指示等に基づいてA Iが自律的に様々な画像、音楽、動画その他のコンテンツを生成する生成A I（Generative AI）の進展が目覚ましく、一般の利用者でも生成A Iを手軽に用いることで、プロフェッショナルのクリエイターが作成したのと区別がつかないような様々なコンテンツを創り出すことが可能となっている。

このような生成A Iの開発から利用までの流れとしては、主としてA I開発事業者が多種多様な学習データ等を用いてA Iに機械学習を行い、A I利用者が当該学習済みのA Iに対して様々な指示や条件等（プロンプト）を与えることで新たな画像、音楽、動画その他のコンテンツを創作するという過程を経るのが一般的である。

このような生成A Iは、一般の利用者が特段の専門的知識等も必要なく手軽に利用できることも相まって世界的に急速な広がりを見せており、今後、その市場が拡大するとともに、社会生活のあらゆる分野で活用されることが予想されている。

しかし、その一方で、生成A Iに機械学習を実施する局面においては、既存の文章、画像、動画その他の著作物が用いられ、生成A Iが創作したコンテンツがこれら既存の著作物と類似しているという場合も想定されるところである。そのようなこともあり、クリエイター等の著作権者、生成A Iの開発に携わる事業者、生成A Iを利用してコンテンツを創作する利用者等から、著作権法との関係で抵触が生じないのかなどにつき懸念の声が多くあげられるようになっている。

このような状況に鑑みて、文化審議会著作権分科会法制度小委員会（以下、「法制度小委員会」